

福祉法人パール 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人パール定款第 8 条及び第 21 条並びに社会福祉法人パール評議員選任・解任委員会運営細則（以下「運営細則」という。）第 5 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに運営細則第 2 条第 1 項の外部委員（以下「役員等」と総称する。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 役員等には、職務執行の対価として、次の通り報酬を支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬及び役員部分の賞与、退職金は支給しない。

(1) 常勤役員等（当法人職員に準じた勤務形態）については、報酬及び賞与、退職金を支給することができる。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給し、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第三条 常勤役員等に対する報酬及び賞与、退職金は別表第 1～3 に定める額とする。

通勤手当については、職員給与規程第 21 条別表⑤諸手当支給表に準じる額とする。

非常勤役員等に関する報酬については別表第 4 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第四条 前条の報酬の支払いは、常勤役員等に関しては当法人職員に準じる。

第五条 非常勤役員等に関しては、当該会議への出席又は法人・施設運営業務のための出勤の都度、支給する。

(費用)

第六条 役員等が職務の遂行に当って費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第七条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第八条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第九条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行することとし、役員費用弁償及び旅費等に関する規程については廃止し、当該規程に変更するものとする。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理事長、常務理事、理事	月額 368,000 円～475,500 円

※職務のための出張をしたときは、職員給与規程第27条別表⑦に定める額を支給する。

別表第2（常勤の理事の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2ヶ月
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月

別表第3（常勤の理事の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数（通算期間）

※上記在任年数は1ヵ年単位とし、端数は月割とする。但し、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

	報 酬 の 額
評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員	
評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会	1回につき 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤及び出張	1日 10,000 円+交通費実費